

令和 7 年度渋川市犯罪被害者等支援金支給要領

令和 7 年 4 月 1 日から適用

支援金の支給目的、支給手続等は、次のとおりです。

支給目的	犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害に係る経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、支援金を支給します。
内容	支援金の種類 犯罪被害者又は犯罪被害者遺族に対して、支援金を支給します。支援金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して支給します。 (1) 遺族支援金 犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族（第一順位の遺族をいいます。） (2) 重傷病支援金 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者 ※他の地方公共団体から支援金と同種の金銭給付を受けた場合にあっては、当該金銭給付の価格の限度において、支援金を支給しません。
	支給対象者 支援金の支給の対象となる者は、市が犯罪被害を警察への照会等により客観的に確認でき、次に掲げる条件を満たす市民です。 ※市民とは、犯罪被害者が犯罪被害を被ったときに住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）に基づき渋川市の住民基本台帳に記録されている者をいいます。 【遺族支援金】 (1) 犯罪被害者の配偶者又は犯罪被害者とパートナーの関係にある者 (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹 (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹 ※遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、(1) から (3) の順序とし、(2) 及び (3) に掲げる者のうちにあつては、(2) 及び (3) に掲げる順序とし、父母については、養父母を先とし、実父母を後とします。ただし、当該遺族間での協議において代表者を決定した場合は、その代表者（(1) から (3) に掲げる者に限る。）を第一順位の遺族とします。 【重傷病支援金】 重傷病支援金の支給の対象となる者は、犯罪被害者としてします。ただし、犯罪被害者が、未成年者又は当該犯罪被害による負傷、疾病などにより申請が困難と認められる場合は、配偶者、パートナー、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹が、犯罪被害者の

		代理として申請することができます。 ※遺族支援金の支給を受けるべき同順位の遺族の1人に対して行った遺族支援金の支給及び第3項の場合において、代理として申請した者の1人に対して行った重傷病支援金の支給は、全ての支援金の支給対象者に対してなされたものとみなします。
	支給対象外となる場合	(1) 犯罪被害者又は犯罪被害者遺族に、当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為、過度の暴力又は脅迫、重大な侮辱等による当該犯罪行為の誘発その他の当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為があった場合 (2) 犯罪被害者又は犯罪被害者遺族が、渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員である場合 (3) 市税を滞納している場合 (4) (1) から (3) に掲げる場合のほか、犯罪被害者が当該犯罪行為を容認していた場合又は犯罪被害者若しくは犯罪被害者遺族と加害者の関係その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通念上適切ではないと認められる場合
	支給額	(1) 遺族支援金 1事件につき30万円 (2) 重傷病支援金 1事件につき10万円 ※重傷病支援金を支給された者が、当該重傷病支援金の支給に係る犯罪に起因して死亡した場合の支給にあつては、20万円を支給します。
支給 手 続 等	支給条件	(1) 支援金の支給決定の一部又は全部が取り消された場合、支援金の一部又は全額を返還すること。 (2) 市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員の監査に応ずること。
	支給申請の方法、時期等	危機管理室へ書面の提出にて申請してください。 渋川市犯罪被害者等支援金支給申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。 【遺族支援金】 (1) 犯罪行為が行われたときにおける犯罪被害者及び申請者の住所を証明できる書類 (2) 犯罪被害者と申請者との続柄を証する戸籍の全部（個人）事項証明書（戸籍謄本・抄本）又はその他地方公共団体の長が発行する証明書 (3) その他市長が必要と認める書類 【重傷病支援金】 (1) 犯罪行為が行われたときにおける犯罪被害者の住所

	を証明できる書類 (2) 犯罪被害による負傷又は疾病の状態及び療養に要する期間が確認できる医師の診断書 (3) その他市長が必要と認める書類 【注】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。
申請期限	支給申請は、犯罪被害の発生したときから1年以内に申請してください。ただし、申請期限内に申請を行えないことについて、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りではありません。
支給決定の時期等	申請のあった日から30日以内に支給決定をします。 支援金の支給又は不支給を決定したときは、渋川市犯罪被害者等支援金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により通知します。
請求の方法、支払時期等	渋川市犯罪被害者等支援金支給請求書（様式第3号）に渋川市犯罪被害者等支援金支給決定通知書を添えて、請求してください。 提出された請求書に基づき、請求日から20日以内に支払います。
支給決定の取消し又は支援金の返還	(1) 偽りその他不正な手段により支給決定又は支給を受けた場合は、支援金の支給決定の全部又は一部が取り消されます。 (2) 支援金の支給を受けた後、支援金の支給決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額を指定された期限までに、返還しなければなりません。
申請書等の様式	渋川市犯罪被害者等支援金支給申請書（様式第1号） 渋川市犯罪被害者等支援金支給（不支給）決定通知書（様式第2号） 渋川市犯罪被害者等支援金支給請求書（様式第3号）
取扱担当課	渋川市役所危機管理室（本庁舎） 電話 0279-22-2130（直通） 0279-22-2111（内線1144） メールアドレス anshin@city.shibukawa.gunma.jp